

参考資料集

資料 2 「発生抑制及び再使用の推進について」関係

1 . 循環型社会形成推進地域計画の概要 . . . . .	1
2 . 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための基本的な方針（抄） . . . . .	3
3 . 「Rマークびん」について . . . . .	5
4 . 家庭ごみ中のレジ袋の容積・重量比について . . . . .	7
5 . 韓国、台湾、アイルランドにおけるレジ袋規制 . . . . .	9
6 . 韓国における協定等の例 . . . . .	13
7 . 特定容器の自主回収認定状況 . . . . .	15

# 1. 循環型社会形成推進地域計画の概要

## 循環型社会形成推進協議会

～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～

### 循環型社会形成推進地域計画

対象地域 人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域を構成する市町村（沖縄、離島等は特例として対象）

#### 3R推進のための目標（例）

発生抑制	一人一日当たりのごみの量（年比 %減）
リサイクル	リサイクル率（年比 %増）
最終処分	最終処分されるごみの量（年比 %減）

#### 目標を実現するための政策パッケージ

再生利用施設 可能な限り再使用 再生利用

熱回収施設 高効率な発電 熱供給（単純焼却は対象外）

浄化槽 経済的 効率的な生活排水処理

污泥再生処理センター :し尿、浄化槽污泥等を高度処理により資源化

最終処分場 安全で信頼性の高い最終処分（直接埋立は対象外）

調査 計画支援事業 生活環境影響調査等 等

#### 交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付  
（循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設）については、対象事業費の1/2を交付）

## 各種事業の実施による循環型社会の形成

（計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価、公表）



## 2 . 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための基本的な方針（抄）

平成13年5月7日環境省告示第34号  
改正 平成17年5月26日環境省告示第43号

### 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

#### 2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

##### (3) 地方公共団体の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性と環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。



### 3. 「Rマークびん」について

(出典: ガラスびんリサイクル促進協議会作成パンフレット)

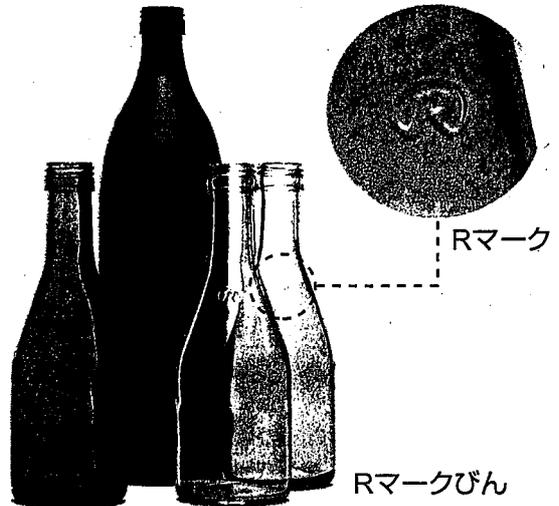
「Rマークびん」は、リターナブルびんの普及に向けて開発された新しい規格統一びんです。日本ガラスびん協会\*がその認定制度を進めています。「Rマークびん」は着実に増加し、2004年には年間2千万本が出荷されています。

#### 【日本酒小びん】日本酒造組合中央会

- 日本酒業界では、一升びんによって築いてきたリターナブルシステムの継続をめざし、清酒300mlのRマークびん(無色、緑色、水色)を開発しました。
- 消費者の趣向に合わせ、飲みきるのにちょうどよい小容量びんとし、好感度の高い3色を用意しています。

#### 【900ml茶びん】環境省 南九州地域モデル事業

- 売れ行き好調な焼酎で、900ml茶びんの統一リユースが進められています。今までワンウェイびんで流通していた900mlの焼酎びんをRマークびんに変え、リユースシステムを構築していこうというものです。環境省のモデル事業として、2004年春から南九州地区で展開中です。
- 資源リサイクル事業者が集まる熊本県水俣市の「水俣エコタウン」には、年間500万本の洗浄能力をもつ900ml茶びんリユースシステムの拠点が設けられています。



#### 【飲料・調味料小びん】びん再使用ネットワーク

- 「びん再使用ネットワーク」は、Rマークびんによるリユースを全国で推進しています。2004年にはRマークびんの累計供給数が約1億4千万本となっています。

\*日本ガラスびん協会: 全国の主要なガラスびんメーカーによる業界団体。

#### Rマークびん出荷実績

(資料: 日本ガラスびん協会)

単位: 千本

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
食料	1,204	2,347	2,969	2,980	2,475	2,465	3,722	3,259
調味料	2,663	2,638	2,663	3,112	3,554	3,657	2,318	2,962
牛乳	162	68	31	0	0	0	0	0
清酒	2,027	1,863	2,340	3,685	4,469	5,597	10,758	11,631
ビール	480	782	933	703	497	384	330	330
焼酎	0	0	0	0	0	0	0	1,050
飲料	522	329	285	308	123	2	146	391
合計	7,058	8,027	9,221	10,788	11,118	12,105	17,274	19,623

現在、Rマークびん 24種類認定

日本ガラスびん協会ホームページより抜粋

#### ®マークの目的

日本ガラスびん協会が意匠権を持ち、リターナブルびんであることを容易に識別できるようにしたマークで、会員会社が当協会から事前に許可を得て製造したリターナブルびんのみ使用することができます。



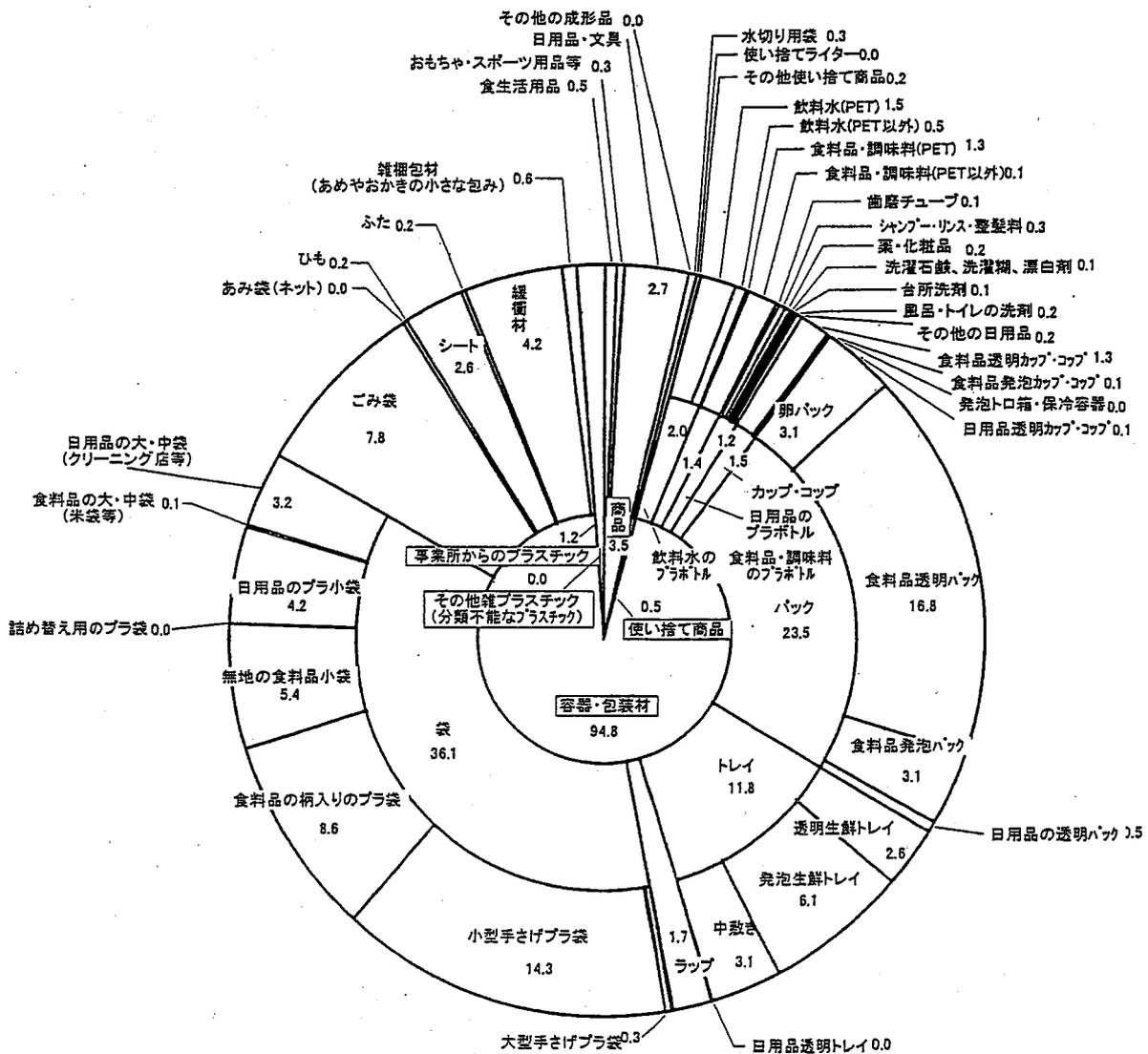


#### 4. 家庭ごみ中のレジ袋の容積・重量比について

京都市では、市が収集する家庭ごみを対象として、毎年一回、ごみ細組成調査を実施している。以下に掲げる円グラフは、家庭ごみの内、プラスチック類の細組成実態を容積比、湿重量比ごとに示したものである。

平成15年度調査結果によれば、プラスチック類のうち、京都市が容器・包装材と定義するごみ（容器包装リサイクル法の対象とは一部重ならない）は、容積比で約95%、湿重量比で約83%を占めている。レジ袋については、大型手さげプラ袋と小型手さげプラ袋がそれに該当すると考えられるが、双方を合わせると、容積比で約15%、湿重量比で約14%を占めている。

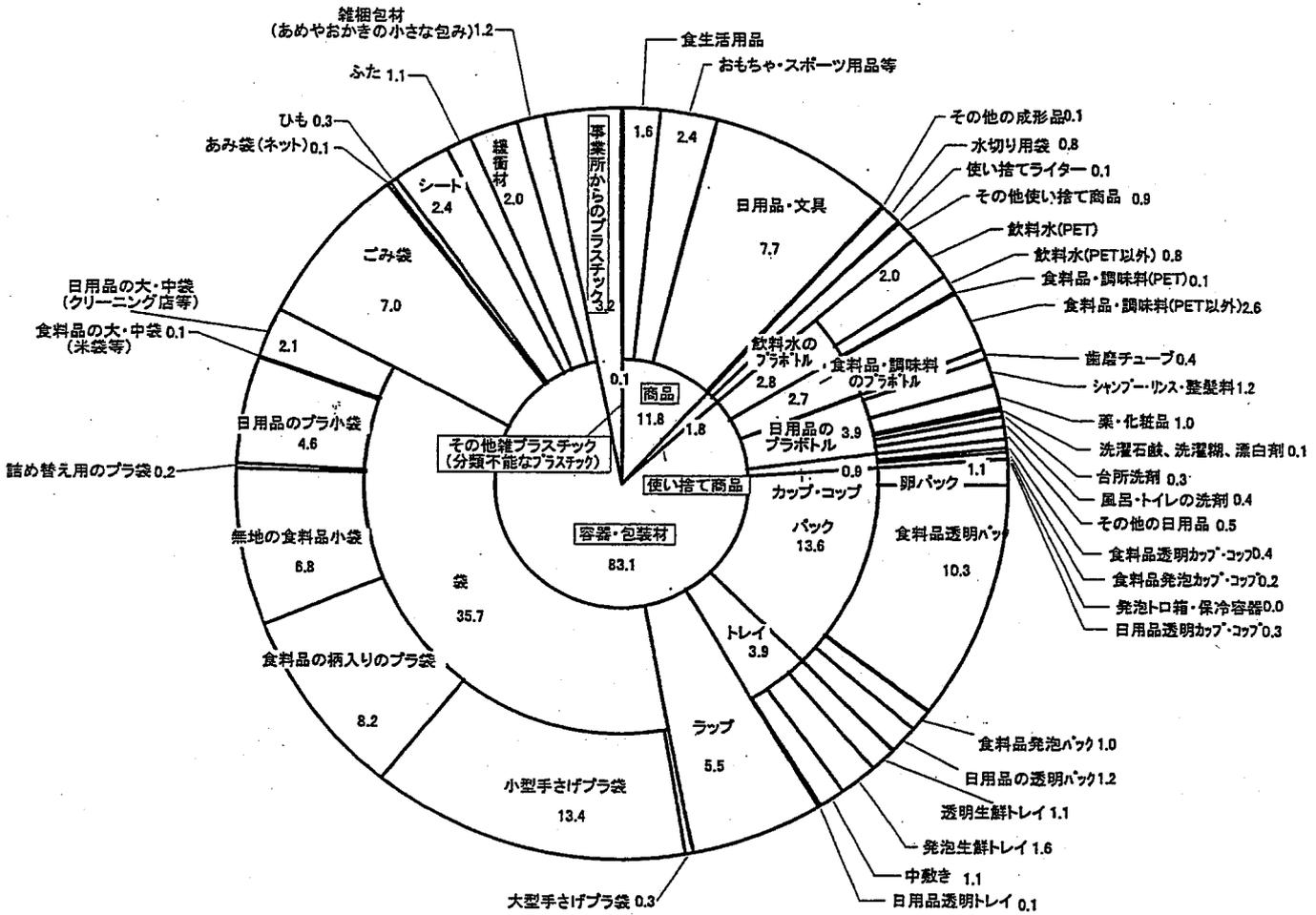
プラスチック類の細組成（容積比:全プラスチック類100%）



(家庭ごみに占めるプラスチック類の比率)

湿重量比	13.0%
乾重量比	21.3%
容積比	45.6%

プラスチック類の細組成 (湿重量比:全プラスチック類100%)



(家庭ごみに占めるプラスチック類の比率)

湿重量比	13.0%
乾重量比	21.3%
容積比	45.6%

「平成15年度家庭ごみ再組成調査結果報告書」(京都市)より

## 5 . 韓国、台湾、アイルランドにおけるレジ袋規制

本資料の内容の一部については現在も調査中である。

### (1) 韓国

主な規制手法：「資源の節約と再活用促進に関する法律」(1992年制定)における一回用品使用規制による。同規制は、レジ袋のほか、宿泊施設のアメニティや使い捨てコップも対象とするもの。レジ袋については、2002年の改正を経て、無償提供禁止の「遵守義務」を定めるに至っている。

有料化等の場合の価格：法定されていない。

有料化等の場合の用途：法定されていない。

規制の対象：(店舗)10坪以上の小売店舗  
(袋)ビニル袋、紙バッグ(繰り返し使用できる物は対象外。具体的にはガイドラインによる。)

担保措置：300万ウォン(30万円)以下の罰金

違反店舗の摘発に当たっては、報償制度のある一般国民からの通報制度を導入したところ(法定外)。同制度は、行政による小規模店舗等の実施状況の把握が困難なことから導入された。

効果等：当局による実施状況の把握はいまだ行われていない。

本制度については、一般国民への周知が行き届かなかったために当初反発が強かった。そのため、政府は、制度の円滑な施行のために、国民の目に触れる大手百貨店等との協定をお膳立てすることで、広く制度のアピールを行った。この協定には、大臣も当事者として署名している。

協定の内容：

規制内容：有料化 ( レジ袋：50ウォン、紙袋：100ウォン )  
( 5円 ) ( 10円 )

及び払い戻し制度による回収促進

徴収した金銭の用途：環境関連団体支援等環境保全活動に使用、あるいは、消費者に還元。

(出典)韓国環境部資料(和訳されたもの) 等

## (2) 台湾

主な規制手法：「廃棄物清浄法」(1974年制定)の2004年の改正により、「深刻な環境汚染を引き起こす虞のある物品又はその包装、容器」について、政府は、その使用禁止又は製造、輸入、販売・使用の制限を公告することができることとされた。公告の内容は、「規制の対象」に掲げるとおり。

有料化等の場合の価格：小1元/枚、大2元/枚(1元=約3.5円)

有料化等の場合の用途：法定されていない。

規制の対象：(店舗)適用除外が列挙されている(未確認)。  
(袋)厚さ0.06mm未満でPE、PP、PS、PVCを含有するプラ製レジ袋の顧客への提供禁止。  
厚さ0.06mm以上でPE、PP、PS、PVCを含有するプラ製レジ袋の顧客への無料提供禁止。

担保措置：6万元以上30万元以下(21万円以上105万円以下)の罰金

効果等：情報なし。

(出典)平成16年度 世界各国の環境法制に係る比較法調査資料(環境省) 等

### (3) アイルランド

主な規制手法 : Waste Management Acts, 1996 and 2001 の下に制定された Waste Management Regulations ,2001 によってレジ袋税が 2002 年 3 月から課税されている。

有料化等の場合の価格 : 15 ユーロセント / 枚 (約 20 ~ 21 円)

有料化等の場合の用途 : Waste Management Act (Amendment), 2001 で設けられた Environment Fund に拠出される。この基金は環境保全事業に使われる。

事業の例 : 排出抑制の事業、リサイクル事業、環境配慮製品の生産、研究・開発、地域の環境改善プロジェクト、普及・啓発、地域集団の取組、その他大臣の認めるもの。

規制の対象 : (店舗) あらゆる店 (ただし、旅客飛行機及び船舶内並びに正規のチケットを持っていないならば入ることのできない港や空港内部で販売される物品は除く。)

(袋) プラ製袋

適用除外 : 鮮魚及び鮮魚製品、鮮肉及び鮮肉製品並びに家禽鮮肉及び家禽鮮肉製品を納めるプラ製袋で、寸法が 225 x 345 x 450 (mm、W x D x L) より小さいもの。

果物、野菜等、菓子類、酪農製品、調理済み食品、氷を納めるプラ製袋で上記の寸法より小さいもの。

70 セントユーロ以上で販売されるリユース可能なプラ製袋。

担保措置 : 顧客から税相当額を集めた店舗は、自己申告で納税する。税務当局は、不払いあるいは不当に少ないと推定される場合には、通知を発する等必要な措置をとる。

効果等： 2002 年の徴税総額は 710 万ユーロ。課税開始後、2004 年 9 月までに総計 3000 万ユーロを徴税した。なお、レジ袋削減割合は 2003 年に 90%に達した。

(出典) Annual Report 2003、2002 ( Department of the Environment, Heritage and Local Government, Ireland ) 等

## 6 . 韓国における協定等の例

### 韓国ファストフード店における一回用品使用削減のための自発的協約書

今日、利便性だけを追求する販売及び消費形態で一回用品の使用が氾濫し、資源の無駄使いはもちろんのこと、我々と子孫が生きていく大事な生活基盤が深刻に脅かされている。

そのため、ファストフード業界は、生産的で健全な消費文化を定着させるため、資源を節約し、一回用品による廃棄物発生を根本的に減らすよう積極的に参加することを決めた。

このような意志を実現するための努力の一環として、我々ファストフード業界は、店内で使われている一回用品の使用削減と、使用済一回用品の回収及びリサイクルを促進するため、『一回用品使用削減のための自発的協約書』を次のように締結する。

- 1 . 協約企業は、一回用品の使用を減らすにあたって、その役割が非常に大きく重要であるということを深く認識し、環境を保全していくための実践運動に積極的に参加する。
- 1 . 協約企業は、一回用コップの回収及びリサイクルを促進するためのインセンティブとして、テイクアウトの場合は一回用コップ 1 個当たりの保証金として100ウォンを顧客から預かり、一回用コップを返却した場合は同一金額を払い戻す。
- 1 . 協約企業は、店内で使用される一回用コップなどの一回用品を減らすため、333㎡ ( 100坪 ) 以上の店舗では、使用されている一回用品を多回容器に切り替える。但し、2003年1月1日以後新設される店舗の場合、多回容器転換対象店舗規模は266 ㎡ ( 80坪 ) 以上にする。

店舗内面積は契約面積から共有面積を除いたものを指す。

- 1 . 協約企業は、一回用コップのデポジット制実施による収支内訳を定期的 ( 半期に 1 回 ) に公開し、その収益金は景品提供などの方法で顧客に還元、または環境保全活動の支援に使う。
- 1 . 一回用コップのデポジット制実施、及び333㎡ ( 100坪 ) 以上の店舗で使用される一回用品を多回容器に切り替える時期は、今年末までに広報、施設の改修などの準備期間を経て2003年1月1日から実施する。
- 1 . 政府は、回収された一回用コップが円滑にリサイクルできるように支援する。

2002.10.4

( 翻訳 : FoE Japan )

## 韓国百貨店・スーパーの一回用品削減のための自発的実践宣言文

60年代以来、急速に進展してきた産業化は、物質的な豊かさをもたらしたが、大量生産と大量消費が生活基盤として定着し、資源の浪費はもちろんのこと、廃棄物の発生を増加させている。我々は、子孫の生きていく生活基盤を脅かしている。

特に、利便性を追求した消費形態として一回用品の使用が氾濫している。なおのこと狭い国土に多くの人口が住むこの土地を病に侵しているという事実注目し、一回用品による廃棄物発生を根本的に減らすよう、我々流通業界が率先して手本を示す趣旨とし、次の事項を実践することを宣言する。

1. 一回用品削減のため、我々流通業界の役割は非常に大きく重要であるということを深く認識し、環境を保全していくための実践運動に積極的に参加する。
1. 一回用ビニール袋の使用削減のため、ビニール袋の価格を50ウォンとし、施行日は6月1日以前とする。また、袋の外側に価格ならびに払い戻しに対する案内文を表示し、使用された袋がむやみに捨てられないようにする。
1. 一般国民の買い物袋持参の活性化のために、買い物袋持参の顧客に対して現金割引、クーポン券提供、マイレージサービスなどのインセンティブを提供する一方、リサイクルボックス、顧客用包装台の設置などのサービスを提供する。
1. 一回用袋ならびにショッピングバッグの有償販売について、販売代金を消費者に公開し、その収益金は環境関連団体の支援など環境保全に使用されるか、また消費者に還元されるものとする。
1. 合成樹脂包装材の利用を削減し、自然にやさしい包装材を利用して環境汚染を阻止する。商品の再包装を自制し、廃棄物の発生量削減に努力する。

2002 . 5 . 3

( 翻訳 : FoE Japan )

## 7. 特定容器の自主回収認定状況

### (1) 認定事業者

区 分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
認定事業者数	新規認定	26	3	27	21	3	0	3	1
	取消し	0	1	2	0	1	3	2	1
	累計	26	28	53	74	76	73	74	74

### (2) 認定容器の種類

区 分		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
認定容器の種類数	新規認定	106	8	64	48	11	16	19	15
	取消し	0	9	4	2	13	20	11	18
	累計	106	105	165	211	209	205	213	210

### (3) 素材別の内訳

ガラス	203	リターナブル容器	198(98%)
		その他	5(2%)
プラスチック	5		
紙	2		

